

「東中野区民活動センター及び（仮称）東中野五丁目公園整備基本計画（案）」
区民説明会等の実施結果について

1. 区民説明会等の実施結果

(1) 区民説明会

- ① 開催日時 平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 7 時～午後 9 時
- ② 場 所 東中野区民活動センター
- ③ 参加人数 36 人

(2) 東中野区民活動センター運営委員会への説明

- ① 開催日時 平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分
- ② 場 所 東中野区民活動センター
- ③ 参加人数 13 人

2. 区に寄せられた主な意見・要望と区の考え

主な意見・要望	区の考え
(1) 区民活動センターについて	
● 多目的室などは、音楽活動ができるよう防音壁にしてほしい。 ● 区民活動センターにピアノを置いてほしい。	区民活動センターの仕様等については、今後、基本設計・実施設計を作成する中で検討する。
● 東中野小学校跡施設の体育館でバレーボールやバスケットボールを行っている。今後活動する場所はどこにあるのか。	区民活動センターの多目的室は、卓球やヨガ、ダンスなどに活用できるスペースとする。 バレーボールなどのスポーツは、区内のスポーツ施設を利用してほしい。
(2) 区立公園について	
● 公園内に水場を整備してほしい。	区民活動センターの外構計画と合わせ、今後検討する。

● 東中野地域には大規模公園はないのだから、東中野小学校跡地を売却しないで、野球やサッカーができるような公園を整備してほしい。 ● 子どもを安心して遊ばせる場所が必要である。	地域のイベントを開催したり、子どもが安心して遊べる公園を整備することとした。
● 公園の名称は、どのように決めるのか。	今後検討する。
(3) 土地活用（土地の一部売却）について	
● 平成20年5月の東中野小学校跡地活用の説明会では、小学校跡地を売却するという説明はなかった。まったく違う計画案になっているが、どういうことか。 ● 公園も避難所もない東中野地域から小学校跡地を売却する計画案は納得できない。 ● 東中野小学校跡地は区が持ち続けるべきである。一度売ってしまったら、二度と区に戻ってこない。	当時、東中野四・五丁目に必要な五つの機能を東中野小学校跡地に集約して整備する考えを持っていた。 その後、東中野四・五丁目区域内に、小規模多機能居宅介護施設、特別養護老人ホームを誘導整備し、障害者の自立支援機能は中野五丁目に整備することとした。 その結果、東中野小学校跡地には区民活動センターと区立公園を整備し、区が使用しない土地については売却することとした。
● 住民の財産である小学校跡地を売却するのであれば、住民投票をすべきである。	個別の計画案については、説明会を開催しながら進めており、住民投票の手続きを踏む予定はない。
● 中野区内に特別養護老人ホームの待機者はいないのか。 ● 東中野五丁目に整備した特別養護老人ホームでは不足している。	特別養護老人ホームの待機者については、区全体で解決策を検討している。
(4) 避難所について	
● 第三中学校閉校後の活用が決まらないうちに、この計画案を進めるのはおかしい。	第三中学校が避難所として使用できる間は避難所として使用する。仮に使用できなくなった場合は、東中野四・五丁目の近隣地域を含め、新たな避難所を指定する。

● 神田川に隣接している第三中学校に避難所を統合することだが、神田川が氾濫した時の避難所はどこになるのか。	水害時の一時避難所は、原則、区民活動センターである。
(5) その他	
● 屋外エレベーターの夜間の管理はどのようにするのか。	今後、住民の方の意見を伺いながら決めていきたい。

3. 今後の予定

平成 27 年 3 月

東中野区民活動センター及び（仮称）東中野五丁目公園整備基本計画 決定